

食品衛生管理者・食品衛生監視員の資格取得

杏林大学 保健学部 食品衛生コース委員会

●食品衛生管理者

乳製品、食肉製品、魚肉製品、食用油脂、食品添加物などの「食品・食品関連物」の製造・加工施設における、衛生管理を担当し、食中毒を防止するために衛生状態を維持、食品衛生法を遵守するように従業員を指導することがおもな役割と業務になる。本資格は任用資格※として食品衛生法によって定められている。施設ごとに食品衛生管理者を設置しなければならない。

●食品衛生監視員

食品衛生法の定めに基づいて、食品に関わる営業施設の立ち入り検査や食品に関しての指導、さらに食品衛生の確保・監視・改善を行うことがおもな仕事である。本資格は任用資格※として食品衛生法によって定められている。主に港や空港の検疫所、保健所、市場衛生検査所、食品環境指導センターなどで食品衛生の監視指導を行う行政職員となる場合が多く、厚生労働大臣が任命する国家公務員、都道府県知事・東京都特別区の区長・政令市の市長が任命する地方公務員として、以下の職務に従事している。

- **国家公務員**： 全国の空港や港湾の検疫所に配置され、輸入食品の安全監視・指導（輸入食品監視業務）、輸入食品等の微生物学的・理化学的検査（試験検査業務）、検疫感染症の国内への侵入防止（検疫衛生業務）の業務に従事する。
- **地方公務員**： 都道府県庁、市役所、保健所などに配置され、食品関係営業施設等の監視や指導に当たり、自治体によっては「食品監視機動班」を組織して、不良食品の監視や排除を迅速に行っている。食品監視機動班のスタッフを俗に食品 G メンとよぶ。

●食品衛生責任者

食品営業施設（飲食店など）には、その施設ごとに食品衛生責任者を設置しなければならないが、食品衛生監視員・食品衛生管理者の資格をもつ者は食品衛生責任者になることができる。

※任用資格：資格を取得すれば職業・職位として公称できるというものではなく 該当任用資格を取得後、当該職務に任用・任命されて初めて効力を発揮する資格、他に社会福祉主事や児童指導員、学校図書館司書教諭など。

本資格を取得するには...

本学部の臨床検査技術学科および健康福祉学科には「**食品衛生コース**」が設置されており、所定の関連科目を履修し、単位を取得した者について、卒業時にコース修了証書が与えられる。

★希望者は『履修案内』に記載されている以下の部分を熟読し、当該学年で履修可能な科目を確認すること★

- 杏林大学 保健学部 食品衛生管理者及び食品衛生監視員コース 履修規程
- 別表「食品衛生管理者及び食品衛生監視員の免許資格に関する科目」（注：学科により異なる）

◇ 問い合わせ先：食品衛生コース委員会

委員長	岡田 洋二(臨床検査技術)	E-mail : yokada@ks.kyorin-u.ac.jp
副委員長	大久 朋子(健康福祉)	E-mail : t-ohisa@ks.kyorin-u.ac.jp
委員	藏田 訓(臨床検査技術)、高津 博勝(臨床検査技術)	